

鴨川市地区集会施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第66号

鴨川市地区集会施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市地区集会施設整備事業補助金交付要綱（平成17年鴨川市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 地区コミュニティ 次に掲げる団体をいう。

ア 区、町内会及び隣組（市の区域の一部の住民で結成される自治組織をいう。）

イ 認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）

第3条第1項ただし書中「区、町内会又は50世帯以上で組織する地区コミュニティ」を「認可地縁団体」に改める。

別表備考第2項中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。